

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

第三次佐久市環境基本計画策定支援業務

2 趣旨

本市は、佐久市環境基本条例（平成17年条例第110号）第8条第1項に基づき策定した現行の環境基本計画（以下「現行計画」）の計画期間が令和9年度に終了することから、現行計画の評価・分析を行うとともに、令和9年度末までに次期計画となる「第三次佐久市環境基本計画」（以下「第三次計画」）を策定する予定である。

本要領は、第三次計画の策定に必要な調査・分析及び専門的視点・第三者視点に基づく助言・提案等の支援業務を委託するにあたり、その事業者の選定について、必要な事項を定めるものである。

なお、第三次計画の計画期間は、令和10年度（2028年度）から令和19年度（2037年度）までの10年間とし、本計画は「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略、及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の位置付けを持たせるものとする。あわせて、同条第10項に基づく地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、本計画と整合を図りつつ改訂を行い、実務上の観点から別冊として取りまとめる。

策定にあたっては、国や県の環境基本計画等の動向を踏まえ、現行計画における脱炭素施策の成果を最新の社会情勢に基づき発展させるとともに、地球温暖化対策としての緩和策（温室効果ガスの削減目標、再生可能エネルギーの導入促進等）及び気候変動の影響への適応策、並びに生物多様性の保全について、実効性のある施策体系及びロードマップとして一体的に取りまとめるものとする。

3 業務内容

別紙「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、この仕様書は現時点での暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者の提案内容を基に発注者と協議して決定する。

4 予定業務期間

契約締結日から令和10年3月17日（金）まで（2カ年継続事業）

5 事業限度額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和8年度 5,700,000円

令和9年度 8,300,000円

6 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「第三次佐久市環境基本計画策定支援業務企画提案者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

7 参加資格要件

本実施要領の公告日から候補者決定日において、次の全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 令和8年度佐久市物品購入等入札（見積）参加登録者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録のない者が参加を希望する場合は、所定の申請書類を提出し、審査委員会の審査の結果、適当と認められた場合は本業務に限り参加することができる。
- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）による入札参加等の停止期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は佐久市財務規則（平成17年規則第39号）第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 佐久市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 他の地方公共団体等の公的機関から直接受注した業務として、公告日から遡って過去5年間において、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、生物多様性地域戦略の策定業務実績を、それぞれ1件以上有すること。策定実績である環境基本計画にこれらが包含されている場合は、それらについても実績とする。
- (7) 業務の実施体制に、前項の業務に携わった実績を有する者を配置すること。
- (8) 同一の案件に参加する他の事業者との関係において、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。

ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

- イ 一方の会社の会社法上の役員が他方の会社の役員の過半数を兼ねている場合
又は一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の役員を兼ねている場合のい
ずれかに該当する者
- (9) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。
 - ア 共同企業体の構成事業者の数が3者以下であること。
 - イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者当たり1
0%以上となっていること。
 - ウ 共同企業体の代表事業者が申込み者であること。
 - エ 本業務において、共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体又は単体事業
者として重複していないこと。

8 選考日程（予定）

内容	期間等
公告	令和8年5月13日（水）
質疑受付（電子メール）	令和8年5月13日（水）～5月19日（火）
質疑回答（ホームページ）	令和8年5月22日（金）
参加表明受付期間	令和8年5月13日（水）～5月27日（水）
参加資格適合・不適合通知書発送	随時（最終発送：令和8年5月29日（金））
企画提案書等提出期限	令和8年6月12日（金）
一次審査（書類審査）	令和8年6月19日（金）
一次審査結果通知	令和8年6月22日（月）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年7月6日（月）
二次審査結果通知	令和8年7月7日（火）

9 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和8年5月19日（火）17時15分必着
- (2) 提出書類：質問書（様式1）

- (3) 提出方法：事務局へ電子メールで送信すること。送信時件名は「プロポーザル質問（事業者名）」とし、送信後は事務局へ電話連絡を行うこと。
- (4) 留意事項：送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (5) 回答方法：令和8年5月22日（金）までに佐久市ホームページで回答する。

1 0 参加表明

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時15分必着
- (2) 提出書類 参加表明書兼誓約書（様式2）
- (3) 添付書類 実施要領7（6）（7）に定める実績が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

1 1 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市名簿に登録されていない者は、以下の追加申請書類を各1部提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年5月27日（水）17時15分環境政策課必着
- (2) 提出書類（証明書、登記簿謄本等は3か月以内に発行されたものとする。写し可。）
 - ア 第三次佐久市環境基本計画策定支援業務公募型プロポーザル参加願【追加申請 様式1】
 - イ 誓約書【追加申請様式2】
 - ウ 経歴及び営業概要書【追加申請様式3】
 - エ 印鑑証明
 - オ 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
 - カ 消費税及び地方消費税の納税証明書
 - キ 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式4】
 - ク 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
 - ケ 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表
 - コ 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式5】
 - サ 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式6】

1 2 企画提案

- (1) 提出期限：令和8年6月12日（金）17時15分必着
- (2) 提出書類（正本1部、副本1部、電子媒体1枚）
 - ア 企画提案書等提出届（様式4）
 - イ 企画提案書（任意様式）※関連する図表、補足資料等を含む

- ウ 会社概要書（様式5）
 - エ 業務執行体制（様式6）
 - オ 参考見積書（様式7）
 - カ 参考見積書内訳書（任意様式）
 - キ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体（CD-R又はDVD-R）
- (3) 提出方法：事務局へ持参又は郵送等による送付（持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う）
- (4) 提出先：長野県佐久市中込3056番地 佐久市役所3階環境部環境政策課
- (5) その他
- ア 各提出書類は、上記（2）の順にインデックスを付し、A4サイズ縦ファイルに綴じること。A3サイズの資料がある場合は、折り込んでA4サイズに収めること。
 - イ 電子媒体（キ）の作成については、フォルダを「正本用データ」「副本用データ」に分け、各フォルダ内に上記ア～カの項目ごとにPDF形式で保存すること。また、添付資料等は別ファイルとせず、該当する項目のPDFファイル内に結合すること。
 - ウ 正本（紙及びデータ）には、事業者名を記載すること。
 - エ 副本（紙及びデータ）には、参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこと。名称を消せない場合は、該当箇所を黒塗り（マスキング）すること。
 - オ 提出は、1者につき1提案に限る。
 - カ 企画提案書の作成にあたっては、審査を円滑かつ的確に行うため、別紙「評価基準書」の評価項目（項目名・項目番号）に対応した見出しを設ける等、提案内容がどの評価項目に該当するかを明確にすること。

1.3 辞退

- (1) 提出期限：令和8年6月12日（金）17時15分環境政策課必着
- (2) 提出書類：辞退届（様式3）
- (3) 提出方法：事務局へ持参又は郵送等による送付

1.4 審査

- (1) 一次審査
 - ア 実施日：令和8年6月19日（金）
 - イ 結果通知日：令和8年6月22日（月）
 - ウ 選考方法
 - (ア) 審査委員が別紙「評価基準書」に基づき点数付けすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位5者を一次審査合格者とする。同順位者があり、5者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加

者を上位として扱う。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

ただし、審査においては、審査委員全員の採点合計が満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点に満たない参加者は、選定の対象としない。

(イ) 参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

(2) 二次審査

ア 実施日：令和8年7月6日（月）

イ 実施時間：1者につき30分以内（準備5分、プレゼンテーション15分、質疑10分）

ウ 出席者：1者につき3名までとし、本業務の責任者となる者は必ず出席すること。

エ 選考方法

選考の手法、最低基準点の取扱い及び審査結果に対する異議の申し立てについては、一次審査の選考方法（（1）ウ）の規定を準用する。この選考により第1位となった参加者を、受託候補者として選定する。

オ 留意事項

(ア) 当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

(イ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案及び追加提案に関する資料の配布は認めない。ただし、提出した企画提案書の提案の範囲内でのパソコン、プロジェクター、スクリーン等を使用した投影による説明、投影される資料の配布は可とする。当日使用するプロジェクター、スクリーンは市で用意する。

(ウ) プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが写らない様にする。

15 契約の締結等

- (1) 受託候補者と、企画提案内容に基づき詳細を協議し、随意契約を締結する。
- (2) 協議が不調となった場合や候補者が辞退した場合は、次点とされた者と順次交渉を行う。

16 留意事項

- (1) 応募に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 業務実施にあたり、提出書類に記載された管理技術者及び各担当技術者の変更は原則として認めない。
- (3) 提出された書類は、佐久市情報公開条例に基づき公開することがある。

17 事務局

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

佐久市役所環境部環境政策課環境政策係

TEL：0267-62-2917

電子メール：kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp